

# 会 議 録

附属機関又は会議体の名称	豊島区自転車等駐車対策協議会 第44回 全体会	
事務局（担当課）	都市整備部 土木管理課	
開催日時	令和4年12月23日（金）10時01分 ～11時36分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
出席者	委 員	〈学識経験者〉太田勝敏 〈区議会議員〉木下広、元谷ゆりな、芳賀竜朗、儀武さとる 〈区民〉石坂美穂、北方真起、小坂麻美、小宮山芳人、近藤健二、千野富久、堀江久男 〈官公署〉坂梨篤宏、坪川史朗、中川政宗 〈鉄道事業者〉岩澤貴顕、沖田浩嗣、落合卓也、藤沼愛
	その他	〈幹事等〉都市整備部長、土木担当部長、土木管理課長 交通・基盤担当課長、道路整備課長、 交通まちづくり係長、地域公共交通係長、 交通安全対策係長、駐輪場管理係長、 放置自転車対策係長、駐輪場整備係長
	事務局	土木管理課交通安全対策グループ
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第	（議題） 1 豊島区自転車等駐車対策協議会委員の委嘱について 2 会長、副会長選任について 3 豊島区放置自転車等対策の現状について 4 主な交通安全啓発活動について 5 自転車ナビライン整備路線図について 6 豊島区自転車走行環境計画－改定版－（素案）について 7 その他	

# 審 議 経 過

No. 1

事務局：それでは、定刻となりましたので、ただいま第44回豊島区自転車等駐車対策協議会を開催いたします。

本日は、年末の本当に押し詰まったところでの開催となりまして、皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私は、事務局を担当いたします土木管理課長です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本協議会の設置目的の確認でございますけれども、この協議会は、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」の第27条以降に基づきまして、「区長の附属機関として設置され、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策及び適正な自転車利用の推進に関する重要事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べる」というような位置づけとなっておりますのでございます。

続きまして、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。大変失礼でございますが、着座にて進行させていただきます。

議題の第1番目でございます。豊島区自転車等駐車対策協議会委員の委嘱についてでございます。

協議会委員の任期は、豊島区自転車等の放置防止に関する条例第28条において、2年間とされております。委員の皆様においては、令和6年10月31日までの任期で委嘱いたしました。本来は、直接お一人お一人に委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係上、席のほうのところに委嘱状をご用意しておりますので、これに代えさせていただきます。

今回は、新たな委嘱期間となりますので、協議会委員の皆様をご紹介します。お時間も限られておりますので、私がお名前のみをご紹介しますので、ご挨拶は不要でございます。

学識経験者、東京大学名誉教授、太田勝敏様です。

学識経験者、埼玉大学大学院教授、久保田尚様でございますが、本日は欠席でございます。

区議会議員、木下広様です。

区議会議員、元谷ゆりな様です。

区議会議員、芳賀竜朗様です。

区議会議員、儀武さとり様です。

豊島区身体障害者福祉協会副会長常任理事、小宮山芳人様です。

豊島区商店街連合会副会長、千野富久様です。

豊島区観光協会副会長、石坂美穂様です。

豊島区町会連合会副会長、堀江久男様です。

NPO法人自転車活用推進研究会顧問、柳田好史様ですが、本日はご欠席です。

自転車安全利用コンサルタント、北方真起様です。

東京都自転車商協同組合豊島支部長、松田宗能様です。本日はご欠席でございます。

東日本旅客鉄道株式会社、首都圏本部企画総務部経営戦略ユニットマネジャー、沖田浩嗣様です。

西武鉄道株式会社、鉄道本部計画管理部鉄道計画課マネジャー、岩澤貴顕様です。

東武鉄道株式会社、営業部お客様サービス課課長、落合卓也様です。

東京地下鉄株式会社、鉄道本部鉄道統括部開発連携・工事調整担当課長、藤沼愛様です。

東京都交通局総務部企画調整課長、大谷賢司様です。本日はご欠席でございます。

日本チェーンストア協会関東支部参与、尾崎健様でございますが、本日はご欠席でございます。

区民公募の委員でございます。小坂麻美様です。

区民公募委員の近藤健二様です。

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課長、大野貴史様ですが、本日もご欠席でございます。

東京都第四建設事務所管理課長、羽石幸一様でございますが、本日もご欠席でございます。

巣鴨警察署交通課長、坂梨篤宏様です。

池袋警察署交通課長、坪川史朗様です。

目白警察署交通課長、中川政宗様です。

なお、本日の会議でございますが、協議会委員の過半数がご出席されておりますので、定数がきちんと成立されております。

また、同じく原則公開で行うこととされ、会議録も公開となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題の2番目に入らせていただきます。「会長・副会長の選任」でございます。

豊島区自転車等の放置防止に関する条例施行規則で、「協議会に会長・副会長を置き、会長と副会長は委員の互選」となっております。「会長は協議会を代表し、会務を総理すること」とあります。会長・副会長の立候補もしくは推薦はございますでしょうか。

どうぞ、G委員。

G委員：Gでございます。特に立候補のほうがないようでしたら、私のほうから2名推薦させていただきたいと思っております。会長は太田委員、副会長は久保田委員を推薦させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局：今、会長に太田委員、副会長に久保田委員という声はございましたが、久保田委員におかれましては、本日もご欠席でございますが、皆様からご承認をいただいた場合は、副会長をお引き受けいただけるというような形で承認をいただいております。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局：それでは、皆様からご承認をいただきましたので、太田会長、久保田副会長に決定をいたします。

では、太田会長、会長席にご移動をよろしくお願ひいたします。

(会長 座席を移動)

事務局：会長に進行をお願いする前に、皆様の前にありますマイクの使い方をご説明いたします。マイクの根元にスイッチがございますので、発言される前には、スイッチを押して、発言をお願いいたします。スイッチを押しますと、マイクのところが緑色に点灯いたしますので、発言をすることができます。発言が終わりましたらもう一度スイッチを押していただいて、電源を切っていただければと思います。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長：はい。分かりました。どうも皆さん、こんにちは。

それでは、引き続き会長ということで務めさせていただきます。副会長の久保田先生は、今日は欠席ということですが、共々よろしくお願ひいたします。

早速、議題に入りたいと思います。

初めに、いつものお願ひですが、取材の方がいらっしゃいましたら、写真の撮影等については、会議の冒頭まで撮影することにしてあります。今日はいらっしゃいましたか、傍聴、取材、特にいないですね。

はい。了解です。それでは、皆さん、最初に事務局より資料の確認ということでお願ひします。

事務局：それでは、資料のご確認をお願いいたします。

事前に今回の資料を送付いたしました、皆さんお持ちでしょうか。手を挙げていただければお届けいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料を確認いたします。まず、会議次第、それと、資料の44-1豊島区放置自転車等対策の現状、44-2令和3年度豊島区の主な交通安全啓発活動、44-3区内等の交通事故発生状況(令和3年中)、資料44-4自転車ナビライン整備路線図、44-5豊島区自転車走行環境計画-改定版-(素案)。

次に、参考資料です。44-1第43回豊島区自転車等駐車対策協議会会議録、44-2豊島区自転車等駐車対策協議会委員名簿というような順次でございます。名簿につきましては、ご自身のお名前と肩書をお確かめいただきたいと存じます。不備がございましたら、お手数ですが協議会終了後に、事務局にお声がけをいただきたいと思ひます。

資料の確認は以上になります。

会長：はい。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題の3豊島区放置自転車等対策の現状についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

議題も多いので、簡潔に、座ったままでどうぞお話ししてください。

放置自転車対策係長：それでは、私のほうから、豊島区放置自転車等対策の現状につきまして、令和3年度の状況を中心にご報告をさせていただきたいと存じます。

まず、お手元の資料44-1豊島区放置自転車等対策の現状、令和4年4月1日現在、こちらの資料のほうのお取り出しをよろしくをお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、3ページ目ですね。駅別の乗り入れ台数の推移、A3判の横の資料になります。こちらのほうをご覧ください。

こちらのほうで、駅別の適正駐輪であるとか、放置自転車の合計した駅周辺の乗り入れ台数をまとめてございます。左側の表の一番右が令和3年度の状況になっておりまして、下のほうに合計の数が書いてございます。

こちら、今回令和3年度ですけれども、前年度より275台の増加となっております。駅周辺の乗り入れ台数、こちらは、民間、区営合わせての駐輪場にちゃんと止めていただいている適正駐輪とともに、放置自転車台数を加えた乗り入れ台数9,149台に対して、放置自転車の数は405台でございました。放置率としては4.4%となっております。前年度の令和2年度と比較しますと、令和2年度の放置率が5.4%であったことから、前年度比で1.0ポイント下がって、放置が少し改善されたといった状況となっております。

少しページ飛びまして、9ページをご覧ください。

こちらA3判の横の資料になります。こちらは、駐輪施設の収容台数の推移の資料となっております。表の一番右、令和3年度の状況でございますけれども、駐輪施設の収容台数としましては、条例の自転車駐輪場に関しては、令和2年度から、78台減少しております。登録制の置場に関しては47台減少しております。これに対して、民間の駐輪場に関しては、13台減少というような状況となっております。

また、ページを少し飛びまして、13ページ、14ページをご覧ください。

13ページが令和2年度、14ページが令和3年度の自転車撤去の状況の表となっております。

まず、右は、14ページの令和3年度の上の表の合計欄の一番下ですね、令和3年度は、実際に撤去した自転車の数といたしましては1万2,841台で、左側13ページの令和2年度の合計の台数が1万3,714台となっておりますことから、実際に撤去した自転車の台数としては873台減少したといった状況となっております。

続きまして、またページを1枚めくっていただいて、16ページのほうをご覧ください。

先ほど、令和3年度の自転車の撤去台数1万2,841台撤去したというご報告をさせていただきましたけれども、その中での内訳でございまして、撤去自転車1万2,841台ですね、令和3年度に対して、実際にこの中から所有者に返還できた自転車という

のが8,932台となっております。返還率としては69.6%となっております。前の年の令和2年度の返還率が68.6%であったことから、前年度より1.0ポイント上がっていると、さらに返還率のほうが向上したというような状況となっております。また、撤去自転車の実績が減ってしまったため、実際に廃棄された自転車というのは、その前の令和2年度と比較して130台減っております。

また、1枚めくっていただきまして、続きまして、自転車リサイクル事業についてのご説明をさせていただきます。保管期限を過ぎても引き取り手のない自転車の中から、十分にまだ使用できるものについては、当区においても、リサイクル自転車として区民販売であったり、海外譲与などの再利用をしております。区民販売については、昨年同様に年間100台程度、自転車商組合加盟店を通じて、販売を実施しております。

一方、海外譲与については、令和元年度より公益財団法人自転車整備センターの協力を得て実施する予定ではございましたけれども、昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外への輸送が困難となったことから、中止となっております。

最後に、1枚めくっていただいて、自転車駐輪場の附置義務についての、こちら掲載となっております。区立の自転車駐輪場の設置とともに、区の条例では、附置義務として条例に合致する用途建築物の面積等により、自転車駐輪場の設置の義務を負うものとなっております。駐輪場の台数増加について、こちらも寄与しているといったところでございます。

資料44-1の説明については以上でございます。

太田会長：ありがとうございました。

全体的に見ると放置自転車は減って、少しずつですが改善しているというふうに理解しましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

太田会長：ありがとうございます。

続きまして、4番目の議題で、主な交通安全啓発活動、これについて説明をお願いいたします。

事務局：資料44-2主な交通安全啓発活動の資料をお開きいただきたいと思います。

令和3年度につきましては、やはり新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の交通安全教室のイベントとか、中止とか延期になってございます。

そのほか区民ひろばで実施しております高齢者及び子育て世代の交通安全研修会において、区内3警察署のご協力をいただきながら、令和3年度は秋口より開催をしまして、令和4年度は、今、通年で開催をしている状況でございます。

また、やはりこの新型コロナの関係で出てきました、宅配による飲食店のサービスの

自転車による暴走とか、そういったものの苦情がかなり寄せられていることから、令和3年度から、池袋署さんにご協力をしながら、ウイロードのところについて、自転車利用に対しての降車とか安全の呼びかけなどの啓発活動を行いまして、令和4年度も引き続き続けているような状況でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料44-3区内等の交通事故発生状況をご覧いただきたいと思います。

1ページ目でございますが、こちらは東京都内の交通事故件数の推移でございます。都内の事故発生件数は2万7,598件、死者数は133人、負傷者数3万836人となっております。

豊島区内における交通事故の状況でございますが、9ページ、ちょっと飛びますけれども、お開きいただきたいと存じます。

豊島区におきましては、交通事故の発生件数597件で、負傷者数650人、死亡者は5人となっております。発生件数、死者数、負傷者数とも若干増加してございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第1、第2当事者の合計は342件で、交通事故の総件数である597件に占める割合が57.3%と高い状況です。この自転車事故の状況、やはりこの辺りが増えているというような状況でございます。

なお、前年の令和2年は、新型コロナウイルスの感染拡大の最初の年ということもありまして、行動制限があったことから、やはり交通事故とか、そういったところが減少したものでございますけれども、令和3年のところにつきましては、外出の機会が増えたことに対しての事故とか、デリバリーサービスとかが急速に復旧してきたというようなところもあろうかと思えます。

説明は以上でございます。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

J委員：要望みたいなことをここで申し上げてもいいですか。この啓発活動について。

会長：啓発のほうですね。

J委員：よろしいですか。

私、近くの公園の管理みたいなものをやっているのですが、そこには、休みの日は、子供たちがたくさん自転車で来るわけですよ。自転車の止め方がとても乱雑なのです。ばらばらに止めて、きれいに止めていないと。それは、それほど問題ないかもしれませんが、私がとても気にかかっているのが、点字ブロックの上に止めちゃうのです。公園にも点字ブロックはあるのです。けれど、子供たちに注意するのですが、こんなこ

とは教わったことがないとか、点字ブロック自体はあまり認識していないかもしれませんが、ここは目の不自由な方が、点字ブロックを支えにして歩いているのだから、ここは置いちゃいけませんよと、口を酸っぱくして言うけれども、なかなか浸透しない。ですから、これは警察にお願いしたほうがいいのか、それとも行政のほうなのか知りませんが、子供の小学生の交通安全のご指導をなさっていますよね。そのときに、ぜひ、点字ブロックの上に置いてはいけないということを強く、恐らく今でもご指導いただいているのだと思いますが、強くご指導いただきたいと思います。お願いします。

会長：ありがとうございます。ご意見ということで伺っておきましょうか。何か区のほうでありますか。

どうぞ。

事務局：ご意見として頂戴しまして、関係部局、学校教育委員会とか、そういったところとか、私どものほうもやはり子供の施設とか、特に重点的には保育園とかそういったところでやっていますけれども、そういったような安全の対策とか、そういったところでの教室とか、そういったときに、そういったような注意とか、啓発をしていきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それぞれのお立場の中でできることをしていただくと、せっかくこういうご発言の…

どうぞ。

F 委員：すみません、今、交通事故の状況発生について、ご説明いただいたと思うのですが、六ツ又交差点が、昨年交通事故2位だったという事実があり、その関係について、これは状況報告なので、そういったことに対する対策とかは、この後、何か出たりとかするのでしょうか。不慣れなもので、初めてなのでちょっと伺いたいのですが。

会長：いかがでしょうか。どうぞ、区のほうで。

事務局：区のほうも、一応そういうような報道を受けて、交差点のところでの事故の内容とか、それが対歩行者なのか、車同士なのか、その事故の割合とか内容とかを分析をしていかないと、うまい解決策とかが出てこないのではないかなと考えてございますので、この辺りのところも関係のところ等といろいろと情報を共有しながら、今後解決に取り組めるような形で進めていきたいと考えます。

F 委員：ありがとうございます。

会長：よろしいでしょうか。



そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

E 委員：今、ここまでずっとお話を聞いていて、私の個人的な今場所が特殊なのかもしれないのですが、状況をお話し申し上げますと、私のところは、池袋西口の五差路のところなのです。マルイさんが今ちょうど建て替えをしているところにございます。そこに細い車も通れる1車線の道路がございまして、そこを結局、毎日常生活圏として、仕事の場として日々見るのですが、自転車の往来に関しては、歩道上の往来とどうしても兼ねることになっていて、どこに置くかという、表通りの歩道には置かれないのです。車と一緒に走る自転車に関しても、そんなにトラブルを見たことがないです。

しかし、その場所には放置が非常によくされます。されていて、豊島区様のほうで回収のトラックがかなりまめに来るのですが、回収されることはほとんどないのです。なぜかという、うまく逃げおおせてしまうというか、あるいは、切符を切ってもそれを捨てていくというふうなこと、それから、前輪をビルの私有地の中に引っかけておくとか、そうやって免れていくのが常態化、常習化していて、車は通りにくい、自転車同士でぶつかる。それでも何事もないように済まされていくのですが、一つぜひ、一緒になって豊島区さんも回収車と一緒にあって見ているのですが、非常に巧妙なのでなかなか改善されないことで。放置していくうちに、あそこは置いておいても大丈夫だなというような感じで受け取られているのか知らないのですが、だんだん増えてきて、ずらずらと自転車ショーみたいに並んでいる。そこでたばこを吸う人が増え始める。隠れ、ここは無法地帯みたいに。それから、缶ビールを飲んでいただくと、それでその缶ビールはもちろん、飲物、食べ物を放置していくと、それがちょうど、私のことばかりになっちゃうのですが、こちら側にあつて、お子さんのいらっしゃる塾の入っているビルのほうにはたまらないです。それは多分環境的な理由によるものなのかもしれないのですが、実際のところ改善は見えますが、スポットによっては、そういうようなところも何か所か、特殊なのかもしれない。ほかのところをわざわざ見て歩くようなことはないのですが、こういうところも一部のものに限定されているのかもしれない。ちょっと光を当てて、見ていただきたいと希望します。よろしくお願いします。

以上。

会長：ありがとうございました。

何かございましたら、どうぞ。

放置自転車対策係長：それでは、今のご意見についてお答えさせていただきます。

E 委員のご指摘のとおり、西口の五差路のところ、あの辺り、特に学習塾だとか、そういうところもございまして、特に夏期講習のときだとか、お迎いの自転車とかというのが止まっているということは承知しておりますし、重点地域として行っているところもございまして。今のご指摘を受けまして、委員のお話のとおり、毎日のようには行っているのですが、特に民地の中に一部入っている自転車に関しては、区としても撤去す

るには少し難しいところもございますが、原因となる学習塾とか、そういったところには、個別にご指導をさせていただいて、なるべく公道のほうにはみ出さないように指導させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

会長：ありがとうございました。

他にございますか、よろしいでしょうか。

**E 委員：**塾の送り迎えのお母様たちは、子供を降ろしたら、すぐ、比較的早く出ていくのです。ただ、そこにそういうのが並ぶと、ここは大丈夫というふうな形で、ほかの方たちが、ほかの用途とか、お買物なんかも多いのかもしれないし、そういう方たちの意外と長い時間の停車というのですか、それが重なっていくというふうには思えるのです。ですから、塾の方たち、それで塾は、私ども塾のテナントさんたちにも、そのように長くですね、例えば、子供たちに長時間、PTAじゃないですけど、親を呼んで1時間ぐらいの話をするときには、奥のほうに止める場所を用意していますね、塾は。対処しているのですけど、なかなかあそこ穴場になっちゃっているみたいで。それで、豊島区さんともやっている、警察さんにも、交番の方もすぐに来てくださるのですけど、今言っていた前輪が引っかかっていると、私がどかすのですよ。私がどかすと、私の私有地に前輪がかかっていたからどかしましたよという、撤去しやすいとか、そういうことなのでしょうね。実際にトラブルになったこともあります。それはエレベーターホールの中に止められちゃって、乗れなくなっちゃったとかですね。その場合は、もう撤去して、それで警察の方に来ていただいて説得していただきましたけども、やっぱりこちらは分からないので、恐怖感がありますよね。結構そういう、私の状況がちょっと極端な状況なのかもしれないけれども、日を追って増えているような気もするので、考えていかなくては行けないと、ちょっとそんな実情です。

会長：ありがとうございました。

局所的には、いろんなそういうトラブルがあるということで、区のほうも努力をされているようですが、引き続きお願いしたいということでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

**P 委員：**すみません、私、視覚障害当事者ですけれども、先ほども点字ブロックについて、上に自転車を放置というようなことも言われておりました。また、コロナの関係によって、いろいろな区民ひろばだとかのところでの安全講習会みたいなものができなかつたりしているというようなことも伺っております。

しかし、今後もまだまだ私は、コロナのそういう現象というのは起こるであろうと思っておりますので、規模を縮小して、またコロナの安全対策を行いながらも、区民ひろばで啓発活動を行うべきだと思います。

と申しますのも、私が歩道、車道を歩いている場合に、非常に速度を上げて自転車が私のそばを通ったりするケースがたくさん見受けられます。道路交通法72条においても、視覚障害者が歩行している状態を見かけたら、必ず場合によっては一時停止、あるいは徐行、こういう行動を起こさなければいけないと言われているにもかかわらず、すごいスピードで私のそばを駆け抜けていく。こういったことは、一つには、もちろん警察のほうでご指導をしていただければとは思いますが、それ以上に、区民の方々に、そういった交通ルールを、マナールールを守っていただきたいということを、あまり視覚障害者が歩いているからといって、注意をされている方は少ないのではないかと思いますので、そういった啓発活動も、ぜひひびき強力で進めていただければと思います。

以上です。

会長：ありがとうございました。

ご意見ですが、何か区のほうでございましたら。

事務局：ありがとうございます。

新型コロナの感染症によりまして、令和3年度ぐらまでは、本当になかなか行うのが半分ぐらいになってしまったりということがございますけれども、令和4年度からは、本当に感染症対策とかに気をつけながら、回数としてはこれまでと同じようなくらしいの回数を開催するように今、取り組んでおります。いろいろな障害者の方に対する配慮とか、この交通安全のルールの啓発については、また一層取り組んでいきたいと考えております。

会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、時間の都合もありますし、次の5番目の議題ですかね、自転車ナビライン整備路線図、これについて、説明をお願いいたします。

事務局：それでは、A3判横の資料44-4自転車ナビラインの整備路線図につきまして、ご説明をいたします。

こちらのところは、今12月現在で作ったものでございますけれども、これは色が分かりづらいかもしれないのですが、赤い色で記載されている道路が、豊島区自転車走行環境計画で対象とされている区道の整備対象路線でございます。

令和3年と令和2年、3年のところにつきましては、やはり新型コロナ対策のところに費用を振り向けるということで、ナビラインの設置を休止してございましたが、令和4年度より整備を再開してございます。ちょうど黄色の二つの路線を11月に整備したものでございます。ちょうど左下ぐらいのところの南長崎通り、トキワ荘の手前までですけれど、千川通りからトキワ荘の手前までを整備したものでございます。その先のほうも整備する予定だったのですが、水道の工事、上水道の工事が入りますので、かなり掘削するということですので、それが終わった後、来年度を予定してございます。

また、令和5年度の予算が固まるのが来年の3月になるため、現時点では候補路線と

いう位置づけになりますけれども、予算が確保された場合には、この明るい緑色の点線で示しているものが、こちら4路線を一応来年整備するというような計画で考えてございます。

一つ目が、南長崎通りのこの残りの部分、トキワ荘の前から二又交番のところまで。二つ目が大塚駅北口からの折戸通りと栄和通り、三つ目が新たに開設する児童相談所の前の保健所通りの一部、四つ目が東池袋駅近くの現在の保健所の前を通りであり、こちらが来年9月に東京国際大学池袋キャンパスがオープンする予定となっておりますので、こちらのところを自転車の利用が増えるだろうということで整備する予定でございます。

あと、この区以外が整備している路線の状況につきまして、今回の地図上に落とし込みをさせていただきます。警視庁において整備している自転車ナビマーク、こちらについては紫色で表示してございます。あと、国道におきましては、国の整備計画で、整備検討対象区間に位置づけられた川越街道の一部、あと、春日通りの一部をオレンジ色にしてございます。このうち川越街道の一部は、令和3年策定の国の整備計画において、おおむね3年間で整備することというような形に計画で位置づけられております。

都道におきましては、都の整備計画で、優先整備区間に位置づけられているのが要町通りの一部という形で、要町駅から千川駅までの間というような形になります。

それと、あと、最後に、これまで協議会においてお示しした整備済みの路線の距離について、2か所誤りがありましたので、おわびして訂正するものでございます。お手元の資料が正しい数値となります。

一つ目は、池袋駅の北に位置します令和元年度の整備250メートルとなっている路線でございますが、前回は185メートルというような計上でございます。

二つ目は、東池袋駅の西に位置する令和2年度整備290メートルと令和2年度整備40メートルとなっている路線については、前回まで二つを合算して450メートルというような計上となっていたものでございます。

ここでおわびして訂正いたします。

事務局からの説明は以上でございます。

会長：ありがとうございました。

何かご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

C 委員：すみません、よく分からないのですが、この青いところがナビということですね。そこは車が通るところになるのですね。

事務局：今、左下のところに写真がございますけど、このナビラインというのは、この矢羽根の模様がついているところを道路のところを設置をして、自転車だったら、この矢羽根の方向に左側通行で進行していくということで、車の流れと併せて、逆行したりとか、そういう自転車同士のぶつかり合いとか、そういったものを防いだりというような

形で設けているようなものでございます。

こちらのところ道路交通法としては、全くこの上を踏んではいけないと、車がいけないというものではないのですが、できるだけ自転車の人が走っている場合は、ここを避けていただくような形の区分分けになってございます。

会長：よろしいでしょうか。

C 委員：すみません、警視庁がやっている自転車ナビマークというのは、また違うのですか、これとは。

事務局：この自転車ナビマークがちょうど出ていなくて申し訳ないのですけれども、この自転車の模様が白い表示でされています。これから説明をいたします、本編のほうの42ページをお開きいただきたいと思います。

会長：資料44-5ですね。

事務局：はい、44-5の42ページでございます。

こちらのところに、赤で囲われているところです。前向きのこのナビマーク図案というのがありまして、警視庁さんが表示されているのは、この白い表示だけが表示されているものでございます。

私どものほうのところで整備しているのは、この水色のラインとこの白いラインを混ぜ合わせて表示していくというような形になります。そこのところが、警視庁さんのところと自治体が整備するものと、2種類ございまして、そういうような種類分けになりますので、今度道路とかそういったところ、地図をまたナビラインの地図を見て、こういうものかというようなところをご確認していただければと思います。

会長：よろしいでしょうか。ということで、てんでばらばらなんですね。国道、区道、それぞれの管轄によって、まだこういうものは非常に中途半端。いずれにしても、自転車がちゃんと安全に走れるということから言えば、最低限のあれしかないんですね。だから今後、やはり課題は大きいというふうに思います。どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、お願いします。

X 委員：今の質問と関連するのですが、折戸通りですけれども、現在白の矢羽根が引かれているのです。これを見ますと、令和5年度も令和5年度整備路線候補になっているのですけども、1,060メートル。現在、白い矢羽根が引かれているんですけど、区はこの水色の矢羽根をまた引くということですか、これは。その辺の説明をしていただきたいのですけど。

会長：どうぞ。

事務局：警視庁さんが引いている白の矢羽根の部分というのは、間隔があって、これが最終形ではないというようなお話を伺っています。きちんとした水色の矢羽根を引いて、きちんとしたそれが位置づけになるというような形になりますので、その当座の部分のところが、自治体が整備できない部分を警視庁さんがやっていただいているというようなところがありますので、その白い部分で引いたからといって、それでおしまいにはしないでくださいという形で、大塚の駅もかなりきれいに整備されてきましたので、この大塚のほうから、17号ですね、白山通りのほうに向けてというようなところというのは、この自転車のほうの流れも結構多くなってきて、そういうようなところにきちんと水色のものを引いて、左側通行を明示させて、交通事故を減らしていくということは必要ではないかなということで、今回候補というような形で表示をしているものでございます。

太田会長：どうぞ。

X 委員：確かに折戸通りは、歩道が狭くて、段差があって、車道に矢羽根が引かれているということは、私はいいなとは思っているのですが、今のお話を聞くと、二重、無駄が、何でやる時に一遍にやっってしまうと、それだけ工事費用といえますか、安く上がるのではないかなと、一つは単純に思うのですが、白のままでは、要するに中途半端というか、完全ではないのですよという、何か基準みたいなものがあると思うのですが、それとの関係ではどうなのでしょう。

会長：いかがでしょう。

事務局：走行レーンを明確にしていくということでは、十分今の白のところでもある程度の効果はあると思うのですけれども、それを一層こっちの方向にちゃんと左側を進むのですよという形を明示して、大塚のところで新しくできました自転車駐輪場のほうに誘導していくとか、そういうようなところでの工夫というか、そういった必要性があるというふうに考えてございます。

会長：はい、どうぞ。

X 委員：同じ矢羽根の件ですけど、たしか前々回辺りでしたか、予算を計上されているのですけれども、執行されていないという、ほかの委員さんが指摘されてきて、令和4年度はきちんと執行されているのを見て、まずはよかったと思っているのですが、予算との関係で執行状況はどのぐらい、100%執行されているのでしょうか。あるいは、見込みでも結構です。

会長：いかがでしょう。

事務局：予算のほうについては、ほぼ100%執行してございます。

会長：ありがとうございました。執行に当たっては、できるだけ調整を合理的にしてほしいというご要望ということで、これからのまた整備のときに考えていただければと思います。

そのほか、どうぞ。

F 委員：今のこの警視庁さんの自転車ナビマークのことですが、今、今日六ツ又交差点からこの区役所まで歩いてくる中に、この白いのが引かれていたのですけれども、その途中で貨物の駐車が何か所もあり、そこにたくさん車が止まっていて、あれではもう2メートル走ると駐車、1メートル走ると駐車という形で、結局自転車は外に出なければ、あの道路は使えない状況になっております。結局自転車はどんどん歩道を走っていて、来るときにも大分速いスピードで通っている自転車もありまして、この白いのを警視庁さんが引いていけば、どのぐらい活用されているとか、そういう検証は豊島区のほうから、都とかそういうところに行ったりとかしたりはするのですかね。

会長：いかがでしょう。

事務局：この辺りのところは、宿題とさせていただきたいと思います。

F 委員：もう一つよろしいですか。

会長：はい、どうぞ。

F 委員：今、折戸通りの話のところ、自転車置場を造って、そこに誘導する形で線を引きたいとおっしゃっていたと思うのですけれども、今度、東池袋一丁目のところに再開発が始まって、そこに自転車置場を造る話が出ているようですが、そうすると、また六ツ又交差点のところから、そこへ誘導するようなラインを引くお考えがあって、そこに自転車置場を造る話になっているのでしょうか。

会長：いかがでしょう。どうぞ。

事務局：この辺りのところ、今再開発のところは組合がつくられたというようなことで、これからまだ議会とか、そういったところでの関係が、まだ手続とかが残っておりますので、まだすぐには着工というような形ではないのですが。あちらも駅前の公園の地下に駐輪場がございます。それでもやはり不足していて、裏側のJRの用地のところ自

転車駐輪場を区のほうで造らせていただいております。再開発のかなり大きい床面積のビルが出てきますので、当然、附置義務としての駐輪場とか、そういったものも確保していただいて、そののところに、ある程度誘導していくようなナビラインとか、そういったものは将来的には、ここで必要になってくるだろうと思いますので、今、中間の見直しですけれども、また5年後とか、そういったところでは、また本編の改正がございますので、そのときにそういったものを位置づけて入れていくというような形になるかと思います。

会長：どうぞ。

F 委員：よろしいですか。区道でなくても、働きかけとかはして行って、警視庁さんと同じ方向を見ながらやっていくということで、区民としては思っていればよろしいのですかね。

会長：どうぞ。

事務局：この計画に基づいて、区のできるることとか、そういったところ、ご協力を求めていくというような形になりますので、今日は、国の方も、国道のほうも、この協議会の中には入られておりますので、ご協力を求めていくというような形になるというふうに思っております。

会長：どうぞ。

F 委員：せっかくメンバーに入られているそういう方が、この場所にいらっしゃらないというのがとても残念に思っております。なので、開催をこの年末に押し迫った中でやっているのも分かるのですが、早めに日程などを決めていただいて、せっかくこの国の方、都の方、呼びするメンバーであれば、ぜひいらしていただけるように働きかけをいただくと有意義なものになるのではないかと思います。

会長：了解です。よろしくお願ひいたします。

それでは、一つ大きな議案が次にございますので、そこと関係の深い、いろんな議論だったかと思ひます。

それでは、第6番目の議題で豊島区自転車走行環境計画－改定版－（素案）ということで、ご説明をお願ひいたします。

事務局：それでは、資料4 4－5 豊島区自転車走行環境計画－改定版－のところでのご説明をしたいと思います。

今回の改定の素案につきまして、現計画からの追加点や変更点のポイントとなる箇所を黄色で塗り潰してございます。そちらを中心にご説明をさせていただきます。



まず、2ページをお開きいただきたいと思います。

コロナによる価値観の変化とか、このカーボンニュートラルという、最近の考え方を意識したものを記載の追加をさせていただきます。

3ページからは、平成30年度以降の国や都の計画を追加させていただきます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ、5ページには、国や都の計画から豊島区内の整備計画に関する箇所を抜粋させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

豊島区の主な計画として、豊島区基本計画を更新いたしました。また、令和4年に策定されましたSDGsの推進、DXの推進、参画と協働によるまちづくりを軸としてさせていただきます。

また、今年中に見直しを実施いたしました第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画についても掲載させていただきます。こちらのところ、本編と資料編のところにつきましては、席上のほうに配付させていただきます。

7ページからは、第2章として、自転車を取り巻く環境について記載させていただきます。

10ページでございます。10ページには、こちらのところ、コロナ禍に伴う新しい日常における自転車利用の変化として、民間保険会社のアンケート調査結果によると、都内の自転車通勤者の4人に1人がコロナ流行後に自転車通勤を開始したというようなことでされているものでございます。

また、11ページでございますが、一般世帯が保有する自転車の種類に関するグラフでございます。色が似通っていて、非常に見にくくて申し訳ございませんが、電動アシスト自転車や、スポーツ車など、速度の出やすい自転車が多くなっているというようなことで、歩行者、自転車、自動車の安全を確保するなどの取組が必要ではないかというふうに考えてございます。

12ページ、お開きいただきたいと思います。

全国において、この交通事故全体に対する自転車関連事故の割合が増加しているというものでございます。全体の交通事故の数というものは減っているのですけれども、なかなか自転車のほうが減っていないことから、割合が増えているというものでございます。

13ページは、豊島区の人口の推移でございまして、令和3年に外国人住民が減少したことに伴いまして、15歳から64歳の人口が減少してございます。

14ページ、お開きいただきたいと思います。

こちらは、人の動きを調べるパーソントリップ調査というものでございまして、豊島区での自転車の移動の目的につきましては、自宅と買物、勤務先の三つにより全体の約7割を占めているというものでございます。

15ページでございます。

豊島区の自転車関与事故ということで、先ほどの自転車の豊島区内の事故とか、都内の事故とか、そういったところを引っ張ってきておりまして、約39%増加になってご

ございます。区部全体では15%の増加ですが、豊島区の場合は、この割合が大きいというようなどころでございます。

17ページからは、第3章は内容をコンパクトにしたのみで、大きな変更はございません。

21ページからの第4章計画対象路線の見直しは、今回の改定に当たる中心となる箇所でございます。先ほど質問にもございましたが、この整備の路線の順番をどういうふうに決めていくのかというようなどころが必要になってくるかと思えます。

22ページは、現在の計画対象路線の抽出に当たってのポイントを記載してございます。こういうような視点に基づいて、計画の路線を55.1キロメートルというような形で示したものでございます。

24ページは、現行計画における国道・都道・区道の優先順位と、区道のみの優先順位を掲載しているものでございます。色が似通っていて、見づらくて申し訳ございませんが、こういうような形で、今現在はなっているものでございます。

25ページ、こちらが令和4年度末までの区道における整備状況でございます。これまで年間3～4キロメートルの整備を目標としてございましたが、先ほどお話ししましたとおり、新型コロナウイルスによる見送りなどによりまして、令和4年度末までの整備路線の延長は3.7キロメートル、うち計画対象路線の延長は2.9キロメートルというような形になってございます。写真は、区道における整備済路線の例となっております。

26ページをお開きいただきたいと思えます。

計画対象路線（区道）における自転車に関する交通事故の箇所を位置づけたものでございます。

上の図が平成29年と平成30年、下の図が令和元年と令和2年の計画対象路線における自転車に関する交通事故を地図の上に落としたものでございます。

上図と下図は、整備の前後の件数を明確に示すものではございましたが、平成30年度整備路線においては、件数が減少している路線がある一方、増加している路線もございます。

一部の整備済路線における事故、具体的に申し上げますと、堀之内橋から豊島清掃工場へ向かう通りでございますが、自転車ナビライン上ではなくて、歩道上で発生しているということから、自転車走行空間の整備と併せて、自転車走行箇所の案内表示の設置等の検討も必要ではないかというふうに考えております。

27ページをお開きいただきたいと思えます。

計画後期における計画対象路線（区道）の見直しについてというものでございます。平成30年度の計画策定時点の七つの視点に、新たに二つの視点を加えて、自転車走行空間を整備するに当たっての優先順位を明確にしていきたいというふうに考えてございます。

八つ目の視点として、自転車ネットワーク構築のため、人の流れに影響を与える新しい施設へとつながる路線、これを評価したらどうか。

九つ目の視点としては、計画対象路線の道路事情の実態を踏まえて、近い将来に交通

事情の変化が見込まれる場合は、一時的に優先順位を下げて、整備を見送る路線として選定するものというような視点でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

これが新たな施設へとつながる路線の選定でございます。上の図は、現在の計画対象路線の優先順位に、平成30年以降に新たにオープンした施設、今後オープンする予定の施設を落とし込んだ図でございます。

そして、下の図が、その施設周辺の計画対象路線の評価点を1点挙げて、その路線を抜粋した図となります。

なお、池袋西口公園グローバルリングにおいては、池袋駅前であり、歩行者が多い地域特性を含めて、劇場通りからメトロポリタン駐輪場へつながる路線を評価対象としてございます。

29ページは、新たにオープンしました保育園、オープン予定の保育園を落とし込んだ図となります。ただし、保育園につきましては、施設の特性から利用者が限定されることと、その利用者の同線として、視点7、幼稚園・保育園の通園につながる路線化について、既に評価されていることから、視点8での評価の対象からは除いてございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

この実態を踏まえた一時的な整備見送り路線の選定というところで、計画対象路線によっては、高い評価点数であるものの、整備の条件が整っていないケースもございます。例えば、びっくりガードでございますけれども、これまでもこの協議会の中で、安全性確保の観点から課題があるため、検討を継続するというような形としてございます。

このような各路線の実態を踏まえて検討を要する場合は、計画後期ではなく、一時的に優先順位を下げ、整備を見送るというような考えもございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思います。

計画後期における計画対象路線の優先順位でございます。計画後期を迎えるに当たりまして、新たな二つの視点を加えて、優先順位を見直した結果、評価点が5点、4点となる計画対象路線、これを令和9年度までの整備目標として、3点以下の路線についても、条件が整い次第、順次整備を進めるというような形で考えてございます。

素案の段階では、具体的な延長については空欄としてございます。

また、昨今の電動キックボードの普及に伴い、国の電動キックボードなどマイクロモビリティの規制により、この自転車走行空間整備への影響が予想されることから、路上ポート・置場の設置も含めて、今後も注視が必要ではないかという旨、この記載をしてございます。

33ページからの第5章につきましては、現計画の内容をコンパクトにした記載としてございます。現計画も掲載されておりますが、区での特殊な取扱いについて、ご説明しているものでございます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

赤字の箇所でございます。自転車ナビラインについて、区での特殊な取扱いとして、

事故が多発する池袋駅周辺の路線については、注意喚起、車道への誘導を強化するため、5メートル間隔等の高密度配置を検討しますという形としてございます。

基本的なところでは、矢羽根の感覚が10メートルというのが基本ですが、より多いところについては、それを明確にするということで整備をしていこうというふうに考えてございます。

42ページの赤字箇所、本区の自転車ナビラインとともに標示することのある自転車ナビマークについて、都内で統一されている前向きの、この図を採用してございます。

43ページからの第6章適正利用を促す環境構築ですが、ここでは、自転車ナビラインなどの整備とは別に、自転車が安全かつスムーズに走行する環境を構築するための取組について記載しております。第5章と同じく、現計画の内容をコンパクトにしたものとして記載してございます。

なお、写真については区内のものを使用してございます。

47ページからの第7章着実な事業推進に向けてというところでございます。

ここからは、まとめの章となっております。第4章で触れましたように、計画後期におきましては、新たな視点により再評価した計画対象路線のうち評価点数が5点・4点となる路線の計画を優先するとしています。具体的な延長については、現時点では空欄としてございます。

また、これらの取組については、豊島区自転車等駐車対策協議会と連携しまして、本計画の進捗管理や事業の検証を行うとともに、計画後期におきましても、計画路線の道路構造等が変化した際には、臨機に優先順位の見直しを検討するとしてございます。

49ページ、事業スケジュールでございます。

地域との合意形成に当たっては、他の工事との調整を図りながら、前年度ないし当該年度の早い時点に行うこととしてございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。

内容が非常にたくさんございますが、ご質問、ご意見ということで伺いたいと思いません。

どうぞ。

Z委員：Zです。

すみません、道路のこの整備路線のこの真っすぐに走る部分については、とてもよく計画的に整備されていると思うのですが、例えば、真っすぐの道路から左に曲がったり、右に曲がったりとするとときに、例えば、細い路地のところから急に信号が青なので、歩行者のいっぱい歩いているところを横断歩道の中を歩いて自転車のほうに行くという、そういう混乱した箇所が幾つかあると思うのです。あとは、芸術劇場のところの横断歩道のところも、斜め渡りはできないのですけれども、信号機のタイミングによっては、斜めでいけるところがあるので、そういったところを、真っすぐ走ったと

ころから、曲がったところを、どのように、自転車を走行する人がちゃんと啓発の知識があればいいんですけれども、意外と年配の方も多いですし、歩行者の中の横断歩道と一緒に、歩行者と自転車が一緒にいるところは、どのように整理整頓していけばいいのかというところが、このところにはないので、例えば、36ページとか、37ページのところに、真っすぐ走るところ以外にもどのように、進路の形態を変えたときですよ、どのようにしたらいいのかとか、気をつけたほうがいいのではないかといいところとか書いてあったほうがよろしいのかなと思いますので、ご検討をお願いいたします。

会長：いかがでしょう。

事務局：分かりました。ご指摘を基にして、この辺りのところ、進路を変えたりとか、そういった場合についても、規律が入れられるようなところでの検討をしております。

会長：よろしいでしょうか。  
そのほかいかがでしょう。  
どうぞ。

C 委員：これ、整備というのは、ナビをつけるということが整備として捉えていいのですか。

事務局：今、検討しているところ、走行空間のところ、本来ですと道路幅がうんと広ければ、全面的に水色を塗って、場合によっては、そのところを柵で分離して確保するというようなことができるのですが、やはり道路幅がどんどん狭くなってきて、特に区道レベルになってきますと、なかなかこれが非常に厳しいと。ですので、今のところ、そのところでの自転車同士の出会い頭とか、そういったものを防止するというようなことと、区道レベルのところ、やれるのは、矢羽根とかを道路に書いて、ちゃんとこの向きに進んでくださいというようになります。

会長：よろしいでしょうか。

C 委員：なかなか難しいということは分かったのですが、実際に自転車に乗っていて、私もすごくよく乗るのですが、例えば、25ページの一番下の写真とかのようなどころだと、すごく狭いので、そこを走っているとやっぱり怖いんですね。ついつい歩道のほうに入ってしまったら、それから、先ほども出たのですが、車が止まっていたりすると、やっぱりなかなか進めないで、歩道のほうに入ってしまうので、どうしても歩道に行ってしまう。その辺の例えば、車が止まっていたりとかの対策とかは難しいのですかね、しょうがないことですかね。すみません、素人で分からないので。

事務局：この辺りのところが、また今後の課題にはなってくるのですが、路駐の問題とか、場合によっては、パーキングが設置されていたりとか、それはそれで、配送の関係の方のところでの必要性もあったりして、今後このナビラインを進めていく中のところで、各自治体、東京だけではなくて、それぞれのところで、課題というところがございますので、いろいろと課長会とかでもそういう話はあるところがございますので、今後の課題というような形でさせていただきたいと思います。

会長：大変難しい問題かと思えます。特に、車との関係で、車の車道の見直しをどこまでやるのかということは、それは区の全体の今度議論になりますから、自転車だけの議論ではございませんので、そういったものを踏まえて、少なくとも区としてはどういう方向でこれから行こうかと、都心といいますか、駅を中心部分、これについては、少し車を抑制するという事は十分考えられると思いますが、それはまたそれで、別件で議論しなきゃいけないことというふうに私は考えております。個人的な意見ですけれども。

そのほかお気づきの点、質問等々。

すみません、最初に言うのを忘れたのですが、ご質問のときはお名前を、速記といたしますか、後で議事録の関係もございましたのでお願いします。

**F** 委員：**F**です。

今、いろいろなナビの話とか、ナビラインの話が出ていたと思うのですがけれども、この委員を受けていろいろ道路を見て、ブルーが引いてあることを初めて知ったような次第で、住んでいるエリアによっては、ブルーがまだ引かれていないエリアもたくさんあるので、区民の方へのお勉強とか、歩道を通るのか、車道を通るのかとか、そういう先ほどの点字ブロックの上に止めないというのと同じように、引いたのであれば、もう少し宣伝というか、区民が分かるような形で、小学生とか中学生、あるいは自転車に乗られる方への勉強会みたいなのをさせていただけるとありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

会長：いかがでしょうか。

事務局：今交通ルールとか、そういった中のところで、いろいろと区民ひろばとかでもやっておりますので、引き続きその中で、まだ豊島区の中でも、引いてあるところが少ないものですから、なかなか区民の方でも目にしたことが少ないという方もいらっしゃると思います。引き続き普及啓発に努めていきたいと思えます。

太田会長：区報とか、ああいうところに、こういうふうな中間見直しのものが出たというのは、何かレポートされると思いますが、具体的なこういう図面で、あなたの近くはこうですよというようなものは、何か区報、その他で配るというようなことはされているのですか。ご検討くださいということですけどね。

事務局：この辺りも検討していきたいと思います。

会長：そうですね、かなり身近な問題ですから、全員に配ってもいいと思いますね、乗らない人も含めてね。ちょっと個人的な意見です。

そのほか何かご指摘。

どうぞ、Eさん。

E委員：Eです。

車で毎日運転しない日がなくて、家族は自転車で動いたりしているのですが、車の立場でいうと、線が引いてある青いマークがあれば、物すごく意識して、ほぼ譲りますね。ですから、もちろんそうではないときもあるのかもしれないのですが、物すごい効果があって、大きな網かけをやると、それに対して自転車の方たちは逆走している人もいます。この青があるから安心だと車のほうは思えないので、常に逆走を意識しながら運転して、その結果として、自動車のほうの事故が先ほどの図で示したように減ってきているのだと思うんですね、やっぱり法律で厳しく。

自転車のほうは、やっぱり先ほどから本当に言いたいのは、もうちょっと違う新しい法律で規制しないと、自転車同士でぶつかる事故で、先ほど見たらかなりの比率で亡くなる方が増えておりますけれども、自転車対歩行者で亡くなっている方が一番多いですよ。そこは、ざるっぽくなっちゃっているのかなというふうに思いますし。本当に生活している人間として、自転車の前と後ろに子供を乗せて走っている、これ夫婦でやっていますよね、代わりばんこで、保育園の迎え、幼稚園の迎え、それが夕方とか朝方、そして塾とか物すごい目につくのですよね。こういう人たちが生活で不可欠のツールとして自転車を使っているのです、それを守ってあげたいというか、こんなにしゃにむに、ただスピードは上げますよね。一方でおっとりに乗ったりと、歩行者の間を縫うように自転車を利用されている方もいるのですけれども、そういうちょっとターゲットを利用者視点でやっていくという見方も必要かなと思う。

それから、もう一つ。先ほどからくどいのですが、私のところは掃きだめスポット化しちゃうのですよね、放置自転車の。そういうところは、ぜひまた大きな網かけを僕はどんどん進んできて効果を上げていると思います。対車に対しては、特に車は効果を上げていると思いますので、そういったスポットをどこかに掃きだめというか発生してしまうようなところ。それから弱者ですね、自転車利用弱者みたいなものがあるとしたら、そういう方たちも見ると視点で検討していただければと思います。

以上です。

会長：ご意見ということでよろしいでしょうかね、よろしく申し上げます。

そのほかお気づきの点、ございますでしょうか。

それではどうぞ。

G委員：Gでございます。

今の会長からお話があった、先ほどの区民委員の方もお話をしてくださった、広報活動というのも、既に、もういろんな区報の「としま」とかでもよくやられていると思うのですが、ぜひ利用者目線として、皆様の頑張りというのですかね、というのをぜひ区民の方にお伝えいただきたいなと思っています。

前の資料に戻ってしまって大変恐縮ですが、資料44-1、これは思い起こすと、去年1年前ぐらいは、自転車対策の放置自転車の経費というところも議題の中、会議の中でお話が出ていたことを今ふと思い出しました。ここで見て、先ほどの細かい説明はなかったと思うのですが、22ページのところの放置自転車対策経費、令和3年度は100万単位なので、計算すると多分1億近く予算が組まれていると思います。ここも放置自転車が本当にこの何十年の歴史の中で、皆様のご協力のおかげで減ってきてはいるけれども、でもやっぱり1億近く予算が組まれていて、これは先ほどのいろんなところの委員の話も何うと、防げるもの、区民の意識さえ変われば、やっぱり防げるものの一つだと思うので、そこも引き続き区報などで、皆様の大事な税金が約1億近く放置自転車というものに投じられている、そこはぜひご検討いただきたい。その分が、もっと多くの何か活用できるのではないかなと思いますので、その辺りも今広報活動の一つとして、ぜひ書いていただけたらうれしいです。ほとんどの方が1億も税金が投じられているということを多分知らないでしょうし、だったらちょっと気をつけようかなということにも訴えかけられるのではないかなと思うので、PRの一つとして、引き続きご検討いただけたらうれしいです。

以上です。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。よろしくお願いします。

私のほうからも、一つよろしいでしょうか。

今回の改定に当たって、第4章が肝になると思いますが、特に30ページの6ですかね、この辺の具体的な見送り路線とか、実態の優先順位ですね、どういう形で整備していくかと、この辺の検討というのは、今後さらに深めていかなきゃいけないだろうということで、前のときには、平成30年の豊島区自転車走行環境計画を策定する、そのときには、本協議会とは別に分科会を立ち上げて、その辺を議論したということですが、やはり今回もこういった分科会でもう少し詳しく検討をしていただいて、整理していただいて、それをこちらに提出してもらおうと、そのほうがいいかなというふうに思いますが、当時の前のときの分科会について、説明をしていただけますか。

事務局：分かりました。平成30年のときの、この本計画を策定したときの分科会ですが、区民の方の代表として、区民公募の方が2名、それとG委員、N委員のこの合計の4名が区民の方、学識経験者がK副会長の1名、官公署として5名、豊島区としては、都市整備部の交通基盤担当課長、道路整備課長、土木管理課長の3名の全体として合計の13名でございました。

会長：ありがとうございます。



前はそういうことだったのですが、とにかく一つは分科会ということで検討したらどうかという提案と、そのメンバーについて、大体前回で大体カバーされていると思いますが、特にボランティアがいらっしゃるとか、ぜひそこで議論したいという人がいれば、数人であればいいかなとも思いますけれども、そんな形で分科会を立ち上げていて、進めるということについてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：特にご意見がなければ了解されたということにしたいと思います。

分科会の会長については、やはり前回と同じく、副会長のこういった問題の専門家でもあります K 先生にお願いしたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：それでは、特に私が自分で入りたいという方がいらっしゃれば、1名、2名とか、そういうことであれば可能かと思しますので、これは区のほうへ直接話をさせていただくということにしておきましょう。

それから、実際に分科会を立ち上げた場合の開催は、いつ頃になるでしょうか。区の都合といいますか、それでいいですと。

どうぞ。

事務局：これから2月になりますと、第1回定例会というものが入るということはございますけれども、やはり分科会の会長である K 先生のご予定をお聞きしながら、令和5年、来年の3月までには、1回目を開催できればと考えてございます。

会長：ありがとうございます。

取りあえず、そんなペースで進めさせていただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、分科会での議論に参考になるようなこと、今ここでさらに発言がございましたら、伺っておきたいと思いますが。

それから、全体を含めていかがでしょうか。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(なし)

会長：それでは、第7番目の議題は何でしたか。よろしく願いします、その他ということですね。

事務局：それでは、第7の議題として、その他ということですが、連絡事項となります。

分科会を踏まえて、分科会の意見を反映させたもので、次回の協議会、全体会としての協議会は、令和5年6月頃を予定してございます。来年の4月に区長、区議選がございまして、この辺り、第2回定例会の予定とか、その辺りもまだ微妙でございまして、日程が確定次第、改めて皆様にご通知を差し上げたいと思います。

また、この協議会に出席されたことによる報償費のお支払いは口座振替払いとなっておりますため、報償費の支払い対象で、口座振替依頼書を未提出の方は、終了後、事務局にお声がけをいただければと思います。

なお、今回出席された皆様の報償費の着金は、申し訳ございませんが来年になりますので、今年中の振込はもうできないものですから、ご了承いただきたいと思います。

事務局からの連絡は以上でございます。

会長：ありがとうございました。

その他ということでは以上ということですが、何かございますでしょうか。

(なし)

会長：特にないようでしたら、これで閉会ということにさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。よい年をお迎えください。